平成２６年（再イ）第１２号
福岡県行橋市南泉３丁目66番13号
再生債務者　森口　泰次
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年12月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年12月12日
福岡地方裁判所行橋支部再生係

平成２６年（再イ）第１６号
静岡県御殿場市保土沢584番地の４　ロワイヤルフジガーデンＤ202
再生債務者　佐々木　基
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年12月11日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年12月12日
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２６年（再ロ）第１００７０号
東京都荒川区東尾久３―21―２―103
再生債務者　久保田　充
1　決定年月日時　平成26年12月11日午後５時
2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年１月８日まで
4　一般異議申述期間　平成27年１月22日から平成27年２月12日まで
東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２６年（再ロ）第５号
仙台市青葉区落合３丁目10番20号
再生債務者　早坂　博
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年11月19日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年１月５日まで
平成26年12月12日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２６年（再ロ）第１００４３号
東京都足立区鹿浜４―９―16
再生債務者　田本　亘
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年11月26日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年１月５日まで
平成26年12月11日
東京地方裁判所民事第20部

平成２６年（再ロ）第１００９号
東京都八王子市大楽寺町105番地８
再生債務者　朴　永嫩
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年11月20日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年１月５日まで
平成26年12月12日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（再ロ）第２号
鳥取県倉吉市生田902番地８
再生債務者　田中　徳子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年12月８日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年１月５日まで
平成26年12月11日　鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２６年（再ロ）第２号
長野県小諸市大字御影新田2469番地11
再生債務者　岡田恵美子
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年12月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年１月７日まで
平成26年12月12日
長野地方裁判所佐久支部再生係

平成２６年（再ロ）第７号
広島市南区霞２丁目２番４―402号
再生債務者　桑田　絹枝
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年12月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年１月８日まで
平成26年12月11日
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（再ロ）第２号
新潟県新発田市大栄町２丁目５番10号４
再生債務者　早川　徹
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年11月17日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年１月９日まで
平成26年12月12日
新潟地方裁判所新発田支部

平成２６年（再ロ）第２号
富山県高岡市野村174番地２
再生債務者　藤林　貴人
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年12月10日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年１月16日まで
平成26年12月12日　富山地方裁判所高岡支部

平成２６年（再ロ）第３５号
大阪府守口市佐太東町１丁目40番３―1107号
再生債務者　下林山　誠
1　意見聴取に付する再生計画案　平成26年12月９日付け再生計画案
2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由
3　２の書面の提出期間　平成27年１月19日まで
平成26年12月12日
大阪地方裁判所第６民事部

給与所得者等再生による再生計画認可

平成２６年（再ロ）第７号
仙台市若林区若林１丁目10番25号
再生債務者　佐藤　郁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年12月９日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年12月12日
仙台地方裁判所第４民事部

平成２６年（再ロ）第２号
山口県宇部市大字際波1412番地10
再生債務者　柴川　優哉
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成26年12月11日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成26年12月12日　山口地方裁判所宇部支部

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継してこの存続しこは解散することにいたしました。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、両社の貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十一月二十六日
掲載頁　五十八頁（号外第二六一号）
平成二十六年十二月二十四日
山形市旅籠町三丁目一番三号
（甲）株式会社きらやか銀行
代表取締役　粟野　学
山形市十日町一丁目三番二九号
（乙）きらやかターンアラウンド・パートナーズ株式会社
代表取締役　遠田　浩司

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継してこの存続しこは解散することにいたしました。
両社の株主総会の承認決議は、平成二十六年十二月二十二日に終了しております。
この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。
なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。
（甲）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月二十日
掲載頁　一六〇頁（号外第二三一号）
（乙）掲載紙　官報
掲載の日付　平成二十六年十月三十一日
掲載頁　一八四頁（号外第二四一号）
平成二十六年十二月二十四日
山形県東田川郡庄内町余目字月屋敷二一九番一
（甲）株式会社ひさげ運輸
代表取締役　渡會　巌
山形県東田川郡庄内町余目字清石五五番地一
（乙）株式会社エス・キャリー
代表取締役　渡會　修